⑵　旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限３年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法第11条第１号及び第43条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者

⑶　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐箚特命全権大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

⑷　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督の行った医師試験の第１部試験に合格し、又は満洲国の行った医師考試の第１部考試に及格した者

⑸　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（第１部試験又は第２部試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（イヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写しで都道府県において原本と相違ない旨の証明を附したもの。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）出願前３月以内に発行されたものに限る。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記載し、500円分の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、第１部試験は平成25年５月９日（木曜日）から５月24日（金曜日）まで、第２部試験は同年８月２日（金曜日）から８月19日（月曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室（郵便番号100―8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線2574）に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までであること。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、第１部試験においては平成25年５月24日（金曜日）、第２部試験においては同年８月19日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、第１部試験及び第２部試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の送付　受験票は、受験手続を行った者宛て郵送する。

なお、第１部試験にあっては平成25年６月10日（月曜日）、第２部試験にあっては同年９月６日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局医事課試験免許室に問い合わせること。

７　合格の通知　第１部試験、第２部試験筆記試験及び第２部試験実地試験の合格者には、その都度本人に合格した旨を通知する。

８　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成25年５月24日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問い合わせ先　郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　電話番号03（5253）1111内線2574　ＦＡＸ番号03（3503）3559

平成25年度歯科医師国家試験予備試験の施行

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第10条の規定により、平成25年度歯科医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

平成25年５月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験期日

⑴　学説試験

ア　第１部試験　平成25年６月17日（月曜日）

イ　第２部試験　平成25年９月12日（木曜日）

⑵　実地試験　平成25年12月９日（月曜日）及び10日（火曜日）

２　試験地

⑴　学説試験　東京都

⑵　実地試験　東京都

３　試験科目

⑴　学説試験

ア　第１部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学（免疫学を含む。）、薬理学、病理学、微生物学及び衛生学

イ　第２部試験　口腔外科学、保存学、補綴学、矯正学及び小児歯科学

⑵　実地試験　口腔外科学、保存学、補綴学及び矯正学

４　試験の方法

⑴　学説試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

⑵　学説試験第１部試験に合格した者でなければ、学説試験第２部試験を受けることができない。

５　受験資格

⑴　外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

⑵　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐箚特命全権大使の歯科医師免許を受け、又は領事官の歯科医業免許を受けた日本国民

⑶　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督の行った歯科医師試験の第１部試験に合格し、又は満洲国の行った歯科医師考試の第１部考試に及格した者

⑷　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第18条第１項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（学説試験又は実地試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（シヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写しで都道府県において原本と相違ない旨の証明を附したもの。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）出願前３月以内に発行されたものに限る。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記載し、500円分の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。